広報 KUROSAKI くろさき 合併問題 特・集・号

平成9年
1月1日発行

編集・発行：新潟県黒埼町役場広域行政対策課
電話：025-377-3101(代表)

第7回 新潟市・黒埼町合併問題協議会 協議内容のお知らせ

11月25日(月) 新潟市内において、新潟市・黒埼町合併問題協議会が開催され、合併した場合の行政制度のうち、今まで協議中になっていた項目について、次の【調整方針案】のとおり方向性が見いだされました。

今回、協議された主な行政制度について、掲載いたしましたが、不明な点等がございましたら広域行政対策課までお問い合わせください。

協議中の行政制度やまちづくりビジョンについては、次回以降に協議が予定されていますので、その結果については広報でお知らせいたします。

○ 農業委員会の取扱い

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
農業委員会	委員会構成 ・選挙による委員 30人 ・農協・共済の推薦 17人 ・市議会からの推薦 5人 計 52人	委員会構成 ・選挙による委員 18人 ・農協の推薦 1人 ・町議会からの推薦 2人 計 21人	合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。 その後の取扱いについては、一体性の確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。

○ 地方税の取扱い

細目	新潟市	黒埼町	調整方針案
事業所税	・納税義務者 事務所・事業所において法人若しくは個人の行う事業又は事業所用家屋の新増築に対し、課税	人口30万人以上の指定された市のみ課税権があり、町は課税していない	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3ヵ年度は不均一課税を実施する。